北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業施設管理課）　13
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業施設管理課）　13
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……（農業施設管理課）　13
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　14
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　14

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　14

道警察釧路方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　16

告　　示

北海道告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年１月13日

北海道知事　高　橋　はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
就　　任	平成23.12.22	理　　事	大　西　秀　雄	旭川市永山町11丁目244番地の３
同	同	同	坪　崎　重　穂	同　永山町８丁目134番地の33
同	同	同	田　村　文　男	同　永山町13丁目20番地の１
同	同	同	武　澤　　巖	同　永山町13丁目145番地の14
同	同	同	髙　橋　憲　和	同　永山３条６丁目２番９号
同	同	同	笠　井　好　一	同　永山町15丁目137番地の51
同	同	同	黄　木　圭　二	同　永山町16丁目100番地
同	同	監　　事	中　田　義　美	同　永山町11丁目259番地の４
同	同	同	川　崎　輝　雄	同　永山町13丁目93番地の４
同	同	同	福　原　通　雄	同　永山町６丁目95番地
退　　任	同　23.12.21	理　　事	筒　井　昭　七	同　永山町６丁目109番地
同	同	同	大　西　秀　雄	同　永山町11丁目244番地の３
同	同	同	田　村　文　男	同　永山町13丁目20番地の１
同	同	同	朝　野　繁　男	同　永山町14丁目194番地
同	同	同	稲　場　康　秋	同　永山町15丁目139番地の67
同	同	同	黄　木　　繁	同　永山町16丁目105番地
同	同	同	和　田　光　雄	同　永山町５丁目118番地の５
同	同	監　　事	中　田　義　美	同　永山町11丁目259番地の４
同	同	同	川　崎　輝　雄	同　永山町13丁目93番地の４
同	同	同	宮　崎　一　男	同　永山10条14丁目１番17号

北海道告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、平成23年12月27日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年１月13日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により、北見市の行う土地改良（岐阜地区維持管理）事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成24年１月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年１月13日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年１月13日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所　　小樽市朝里川温泉１丁目502の１（次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的　　水源のかん養
⑶　解　除　の　理　由　　道路用地とするため
2⑴　解除予定保安林の所在場所　　河東郡上士幌町字上音更133の１・133の４（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
⑵　保安林として指定された目的　　風害の防備
⑶　解　除　の　理　由　　用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を関係総合振興局産業振興部林務課並びに小樽市役所及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第15号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年１月13日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　　河東郡上士幌町字上音更133の３（国有林）
2　保安林として指定された目的　　風害の防備
3　解　除　の　理　由　　用排水路用地とするため

北海道告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年１月13日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　広尾郡広尾町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　霧害の防備
3　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
広尾町（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第17号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成24年１月13日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　札幌市・磯谷郡蘭越町（以上１市１町について次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　水源のかん養
3　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
蘭越町（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに札幌市役所及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年１月13日

北海道空知総合振興局長　武　田　裕　二

1　入札に付する事項
⑴　調達をする物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量

ア　乗用自動車の賃貸借　１台　一式
イ　乗用自動車の賃貸借　３台　一式
ウ　乗用自動車の賃貸借　１台　一式
アからウまでについては、それぞれの入札とする。
⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び仕様書による。
⑶　契　約　期　間　　入札説明書による。
⑷　納　入　場　所　　入札説明書による。
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
⑴　平成23年北海道告示第７号又は平成24年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
⑷　当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
⑸　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
3　条件付一般競争入札参加資格の審査
⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷及び⑸に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　　平成24年１月13日から２月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 068－8558　岩見沢市８条西５丁目
北海道空知総合振興局地域政策部総務課
⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4　契約条項を示す場所
北海道空知総合振興局地域政策部総務課
5　入札執行の場所及び日時
⑴　入　札　場　所　　岩見沢市８条西５丁目　北海道空知総合振興局４階講堂（送付による場合は、郵便番号 068－8558　岩見沢市８条西５丁目
北海道空知総合振興局地域政策部総務課）
⑵　入　札　日　時　　平成24年２月24日　午前11時（送付による場合は、同月23日までに必着）
⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。
6　入　札　保　証　金
平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。
7　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交　付　場　所　　４に同じ。
⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量180グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道空知総合振興局のホームページ（http : //www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。
8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
10　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑷、⑺から⑼まで及び⑾から⑬までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　　称　　北海道空知総合振興局地域政策部総務課
⑵　所　在　地　　郵便番号 068－8558　岩見沢市８条西５丁目
電話番号 0126－20－0022
11　Summary
A　Nature and quantity of the products to be procured :
a　Lease of 1 Car 1 set

b　Lease of 3 Cars 1 set

c　Lease of 1 Car 1 set

B　Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 24, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than February 23, 2012)

C　Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年１月13日

北海道警察釧路方面本部長　倉　持　謙　二

1　落札に係る物品等の名称及び数量
集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借　一式（１月当たりの単価）

2　落札を決定した日
平成23年11月25日

3　落札者の氏名及び住所
⑴　氏　名　　日立キャピタル株式会社
⑵　住　所　　東京都港区西新橋２丁目15番12号

4　落札金額
181,545円

5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6　一般競争入札の公告
平成23年10月14日付け北海道警察釧路方面本部告示第117号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　称　　北海道警察釧路方面本部会計課
⑵　所在地　　釧路市黒金町10丁目５番地１